

## 郡山市ひとり親世帯家賃債務保証料減額事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、郡山市ひとり親世帯家賃債務保証料減額事業実施要領（令和4年8月25日制定）に基づき、ひとり親世帯の家賃債務保証料を減額した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する支給要件を満たし、同法第6条に規定する認定を受けた者をいう。
- (2) ひとり親世帯 ひとり親及びその者が養育している子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）が少なくとも1人属する世帯をいう。

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、ひとり親世帯に対し家賃債務保証料（初回契約時に限る。）を減額した額に相当する額とする。

2 補助金の額は、家賃債務保証契約1件当たり6万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書はひとり親世帯家賃債務保証料減額事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書はひとり親世帯家賃債務保証料減額事業補助金交付申請明細書（第2号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 家賃債務保証契約書の写し

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書はひとり親世帯家賃債務保証料減額事業補助金実績明細書（第3号様式）とする。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。